

令和8年度

喜茂別町立喜茂別中学校
いじめ防止基本方針



(令和8年4月改訂)

【目次】

○はじめに	1
I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項.....	1~2
1 いじめの定義	
2 いじめの防止等に関する基本的な考え方	
II いじめ防止等のための対策の内容に関する事項.....	3~7
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 いじめ防止等の対策のための組織の設置	
3 いじめの防止等に関する措置	
【その他】	
・早期発見・事案対処マニュアル.....	8
・いじめ防止・早期発見早期解決の為の組織(組織図).....	9
・いじめ発見・見守りチェックシート.....	10
・主な相談窓口	11
【別紙資料】	
・学級経営・教科経営を見直すチェックリスト.....	12
・いじめ指導記録カード.....	13
・いじめ未然防止プログラム(年間活動計画).....	14
・警察と連携した「いじめ問題」への対応	15~16
・いじめ防止基本方針(ダイジェスト版).....	ダイジェスト版1~4

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも教職員が一丸となって、「いじめは人として決して許されない行為」であること、また「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうる」ということを踏まえ、「喜茂別町立喜茂別中学校いじめ防止基本方針」に則って取り組んできたところです。

また、小規模校の利点を生かし、体育祭や喜中祭等の全校での取組をはじめ、生徒の良好な人間関係の構築によるいじめの未然防止に努めてきました。このほか、教育相談やサポート面談を実施し、教師と生徒の信頼関係づくりにも努めてきました。

いじめの問題は、人間関係のもつれに起因していることが多いため、生徒や教職員、保護者等がよりよい関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻くすべての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等の改訂を踏まえ、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「喜茂別町立喜茂別中学校いじめ防止基本方針」を改定するとともに、生徒指導・いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

I いじめ防止等のための基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得ることになります。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要です。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 基本理念（「いじめ防止対策推進法」第3条より）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

「いじめ防止対策推進法」では、学校及び学校の教職員の責務（第8条）と、保護者の責務等（第9条）が定められています。

保護者の責務としては、保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めることや、保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒をいじめから保護すること、学校等が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めることが定められています。

本校及び本校の教職員は、法に基づき、保護者、地域住民、警察、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。

(2) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるのが大切です。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことに努めます。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要です。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要です。

そのため、日常の生徒の行動の様子や、定期的なアンケート及び教育相談、毎月の生徒指導交流会等で検証し、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかなどを定期的に検討するなど、PDCAサイクルに基づいた取組を行います。

(3) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していきます。

また、日頃から生徒が示す小さな変化や心のサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報の共有に努めます。

(4) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、速やかに学校全体で組織的に対応します。

いじめられた生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒を指導します。当該保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関等と連携を図るなど、学校全体で組織的にいじめの解消に努めます。

Ⅱ いじめ防止等のための対策に関する事項

Ⅰ いじめ防止基本方針の策定

「いじめ防止対策推進法」第13条では、「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止対策基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」と定めています。

本校では、教職員一人一人が、いじめは人として決して許されない、いじめはどの学校でもどの生徒にも起こり得るとの認識をもち、家庭、地域住民、喜茂別町教育委員会をはじめとする関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「国の基本方針」等を参考に『喜茂別町立喜茂別中学校いじめ防止基本方針』を策定しました。また、「国の基本方針」の改訂等を踏まえ、本校の学校いじめ基本方針は毎年見直し、随時改訂をはかります。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、「生徒指導・いじめ防止対策委員会」を設置しています。いじめの防止については、「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施等、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

(1) 組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定・保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

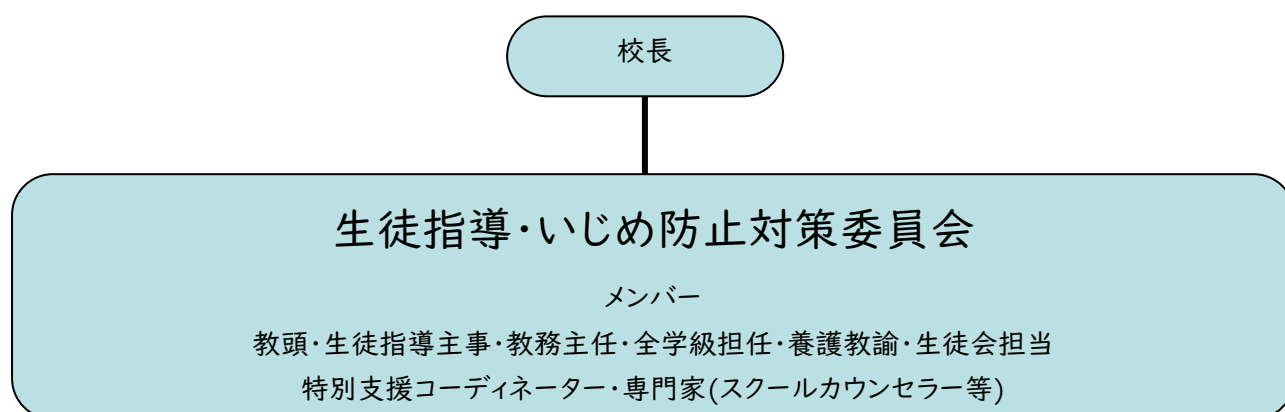
③いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と見直し

(2) 生徒指導・いじめ防止対策委員会組織図



3 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめ防止のための措置

① いじめについての共通理解

- ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修等において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、平成28年4月に北海道知事から発出された「いじめをなくし、夢と希望が広がる未来を子供たちに」メッセージ等の活用を図り、生徒指導・いじめ防止対策委員会の存在や取組について、生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア) 「道徳科」を要とした教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育む取組を進めます。
- イ) 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。
- イ) 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

④ 自己有用感^{※1}や自己肯定感^{※2}を育む指導の充実

- ア) 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感ずることができ、機会をすべての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- イ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ウ) 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感……他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感……「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

⑤ 生徒自らがいじめの未然防止について考え、取り組む指導の充実

- ア) 生徒自らが、いじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を生徒会が中心になって進めます。

- イ) 生徒会を中心とした取組を行う際に、すべての生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- ウ) 生徒が傍観者とならず、先生への報告をはじめとするいじめをやめさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

(2) 早期発見のための措置

- ① 日常の観察やふれあい活動、定期的ないじめアンケート調査の活用、教育相談の実施などを活用して、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。(＊P8参照)
- ② 生徒及び保護者に保健室(養護教諭)や関係機関(スクールカウンセラー等)の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。(＊P11参照)

(3) いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為をやめさせます。いじめが確認できた場合は、毅然とした態度でその行為をとめることから指導を始めます。
- イ) いじめられた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保します。「学校は全力で守る」という決意を明確に伝えます。また、いじめ防止対策委員会の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。(＊P10参照)
- ウ) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

② いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ア) いじめられた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- イ) いじめられた生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保します。
- ウ) 必要に応じて、外部専門家の協力を得て対応します。
- エ) いじめられた生徒の立ち直りのプロセスに丁寧に寄り添ってサポートします。

③ いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ア) いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止します。
- イ) いじめの背景にある、いじめた生徒自身の問題に本人が気づき、適切な解決方法を見いだせるような成長支援を行い、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ウ) 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

④いじめが起きた集団への働きかけ

ア) いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめをやめさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。

イ) グループや学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

⑤インターネットやSNS等上のいじめへの対応

ア) 情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。

イ) ネットパトロールを活用し、早期発見に努めます。

ウ) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

(4) いじめの解消

①いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

ア) いじめにかかる行為が相当の期間(少なくとも3ヵ月を目安とする)、やんでいること。

イ) いじめられた生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

②観察の継続

ア) いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、生徒や学級等の観察を注意深く続けます。

イ) いじめが解消していない段階では、いじめられた生徒を「学校は全力で守る」を徹底的し、安全・安心を確保します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握】

- 学級担任及び学級担任以外の教職員による発見
- アンケート調査による発見
- 学校以外の関係機関からの情報
- 生徒（本人を除く）からの情報
- 生徒（本人）の保護者からの情報
- 養護教諭による発見
- スクールカウンセラー等の相談員による発見
- 本人からの訴え
- 地域住民等からの情報
- その他

【いじめの報告】（いじめ防止対策委員会の開催）

○把握者→（学級担任等）→生徒指導主事→教頭→校長

【事実確認・方針決定】

（いじめ防止対策委員会における協議）

- 事実関係の把握
- 個別指導の検討
- 全教職員による共通理解の形成
- いじめ認知の判断
- 役割分担（対応チームの編成）
- 関係機関との連携
- 指導方針の確認

【いじめへの対処】（いじめ防止対策委員会による対処）

- いじめを受けた生徒への支援
- 周囲の生徒への働きかけ
- 教育委員会への報告
- 教育委員会いじめ早期対応チームやスクールカウンセラー等の派遣要請
- 関係機関への相談（子ども相談支援センター、児童相談所、警察等）
- いじめの解消の判断
- いじめを行った生徒への指導
- いじめを受けた生徒の保護者への支援
- いじめを行った生徒の保護者への助言

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
校内	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめの行為から、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> 安全確保のための巡視体制を強化する。 <input type="checkbox"/> 3カ月を目安としたいじめ解消に向け、組織的に注視するとともに、継続して自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解させる。 <input type="checkbox"/> いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめに関する事実経過を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事実経過を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> いじめを受けた生徒及び保護者への謝罪について協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 当該生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に個人情報に留意し、必要にて協力を求める。

【再発防止に向けた取組】

- | | | |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事実の整理、指導方針の再確認 <input type="checkbox"/> 必要に応じて外部の専門家等による助言 ○学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生徒指導体制の点検・改善 <input type="checkbox"/> 教育相談体制の強化やスクールカウンセラーの派遣要請等 <input type="checkbox"/> 生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学級経営の見直し <input type="checkbox"/> 豊かな心を育てる指導の工夫 <input type="checkbox"/> 分かる授業の展開や認め・励まし・伸ばす指導、自己有用感を獲得させる指導など、授業改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 <input type="checkbox"/> アンケート、学校関係者評価等に基づく学校評価の実施 <input type="checkbox"/> P T A活動や地域行事への積極的な参加による生徒の豊かな心の醸成 |
|---|---|---|

いじめ発見・見守りチェックシート

朝の会 帰りの会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。 <input type="checkbox"/> 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 <input type="checkbox"/> 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 <input type="checkbox"/> イライラして、物にあたる。	
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入る。 <input type="checkbox"/> 机の上や中が汚されている。 <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている。	<input type="checkbox"/> 泣いていたり、泣いた形跡がある。 <input type="checkbox"/> 机や椅子が乱雑にされている。 <input type="checkbox"/> 座席が替わっている。
授業中	<input type="checkbox"/> 特定の生徒の名前が何度も話題になる。 <input type="checkbox"/> グループ分けや班活動で孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 配付物がきちんと配られない。 <input type="checkbox"/> 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 <input type="checkbox"/> 冷たい視線が注がれる。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに落書きされる。 <input type="checkbox"/> 保健室に頻繁に行こうとする。	
休み時間	<input type="checkbox"/> 職員室や保健室に頻繁に行く。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒を避ける動きが見られる。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒を囲むように生徒が集まる。 <input type="checkbox"/> 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 <input type="checkbox"/> 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 <input type="checkbox"/> 侮蔑の言葉が特定の生徒に対して向けられる。 <input type="checkbox"/> 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。	
給食	<input type="checkbox"/> 配膳すると嫌がられる。 <input type="checkbox"/> 望まないおかずを多く盛られる。 <input type="checkbox"/> グループから外れて一人で食べる。	
清掃時	<input type="checkbox"/> 嫌な作業をいつもやらされる。 <input type="checkbox"/> 最後まで一人で作業をやらされる。	
放課後	<input type="checkbox"/> 急いで一人で帰る。 <input type="checkbox"/> 後片付けを一人でやっている。 <input type="checkbox"/> 他の生徒の分まで荷物を持たされる。	
部活動	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。 <input type="checkbox"/> ペアができなかったり、グループから外れていることが多い。 <input type="checkbox"/> 活動に覇気がない。	
その他	<input type="checkbox"/> 成績が急に下がる。 <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、不自然な乱れがある。 <input type="checkbox"/> 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 <input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 <input type="checkbox"/> 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 <input type="checkbox"/> 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 <input type="checkbox"/> 悪口を言われても、愛想笑いをする。 <input type="checkbox"/> 人権を無視したようなあだ名を付けられる。	

- ◆生徒のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、先生方で確実に共有し、速やかに対応を！
- ◆日常の生徒とのふれあいを大切に！
- ◆気付いたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

主な相談窓口

子どもの人権110番
0120-007-110
《全国共通・無料》

子どもの人権110番 フリーダイヤル 0120-007-110



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<住所>

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

<電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

◆少年相談110番（北海道警察本部）

<住所>

〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月～金8:45～17:30

喜茂別町立喜茂別中学校 ☎0136-33-2241

喜茂別町教育委員会 ☎0136-33-2203

いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」

<http://www.s-shido.hokkaido-c.ed.jp/compass.zip>

パスワード compass@2022



<別紙資料①>

学級経営・教科経営を見直すチェックリスト

担任として学級経営・教科経営を見直すチェックリスト

直接いじめの加害者・被害者になっていない生徒たちでも、いじめが起きやすい雰囲気
の学級集団の中にいると心が乱れてきます。反対に、学級の環境を整備することで、
生徒たちの心が豊かになり、温かい人間関係を築くことが可能になります。

ここでは、学級担任、教科担任として、日々の学級経営や教科経営を見直す際のチェ
ックポイントを示します。

【教師の言動】

- (たとえ間違っているとしても)生徒の言い分に耳を傾けている。
- 生徒のよさを見つけようとしている。
- 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で指導、対応している。
- えこひいきや差別をせずに(あるいは、そのように取られかねない不規則な言動に十分注意を払って)生徒に接している。
- やたらと競争心をあおったり、個人の責任を集団に押しついたりすることがない。
- 個人のプライバシーを守っている。
- 一日に一回は会話をするなど、どの生徒とも関わり合いを持っている。
- 教師自身が生徒を傷つけたり、いじめを助長するような言動がない。

【授業時間・学級活動】

- 分かりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- どの生徒の発言にも、全員が耳を傾けている(聞く体勢ができています)。
- 困ったことを話題にし、本音を出して考え合う雰囲気ができている。
- 朝の会、帰りの会が内容豊かで生き生きと運営されている。
- リーダーに協力する支援体制ができている。
- 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

【日々の生活】

- 誤りを認め、許し合える雰囲気がある。
- 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- 学級の小集団同士が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- 給食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。

【教員同士や保護者との連携】

- 学年部会や他の会議で、生徒の様子を情報交換できる場が確保されている。
- 日頃から職員室に、生徒や学級の様子を気楽に話題にできる雰囲気がある。
- 学年便りなどで、学年・学級の取組の様子が保護者に理解されている。
- 日頃から、個々の生徒の様子を保護者と連絡し合える体制が確立している。
- いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

※ 生徒たちは、学校のすべての場で学んでいます。学校全体の方針の下、学年等で情報交
換を密にし、教職員同士が互いに高まり合いながら学級経営を見直していく必要があります。
また、学級をチェックする時期やチェックしたことの活かし方を考える時、見通しを
もつことも大切です。

<別紙資料 2 >

いじめ指導記録カード

被害生徒	年 組 番	氏名	(男・女)
関係する生徒氏名 (年・組)	(加害者等、関係すると思われる生徒)		
担任、及び支援チーム	(編成された支援チームの関係職員名)		
内 容	(いじめの発端、いじめが発見されたきっかけ、いじめの態様、被害者の状況、加害者の状況、保護者の状況)		
報告の状況	(第一報を、いつ、誰が、誰に、どのような内容の報告を行ったか)		
対 応 状 況			
月 日	被害者への対応内容	加害者への対応内容	
	(被害者の状況、対応内容、保護者への対応、今後の方針等を簡潔に記載) (聴取した内容等の詳細は、別紙に記載し添付)	(加害者の状況、対応内容、保護者への対応、今後の方針等を簡潔に記載) (聴取した内容等の詳細は、別紙に記載し添付)	

いじめ未然防止プログラム「年間活動計画」

月	活 動 計 画	活 動 場 面
4	いじめや規範意識を考える道徳科の学習（通年） 新入生歓迎集会 生徒総会 全国学力・学習状況調査 生徒質問 授業参観日①	道徳 生徒会（特活） 生徒会（特活） 3年学活 全体懇談・学級懇談
5	いじめアンケート① 体育祭【縦割種目】	ICT活用・生徒個別 特活
6	第1回定期教育相談 （1回学習・生活点検週間） ハイパーQU①（全学年） 中体連壮行会	昼休み・放課後 学活 特活
7	非行防止教室（1・3年） サポート面談（3年） 1学期の反省 スクールカウンセラーによる講話（全校）	道徳 昼休み・放課後 学活 道徳
8	2学期の生活計画 SNS講座（2年）	学活 道徳
9	喜中祭に向けての活動 生徒会役員選挙 授業参観日②	特活 生徒会（特活） 全体懇談・学級懇談
10	喜中祭・オレンジリボン運動・いじめ撲滅標語募集 非行防止教室（2年） いのちの安全を守るための教育講話（全校） いじめアンケート②	生徒会（総合・特活） 道徳 道徳 ICT活用・生徒個別
11	第2回定期教育相談 ハイパーQU②（全学年） ブックフェスティバル サポート面談（1年）	昼休み・放課後 学活 昼休み（生徒会図書生活係） 昼休み・放課後
12	2学期の反省、 （第2回学習・生活点検週間） サポート面談（1年） 赤い羽根共同募金 新入生体験入学	学活 昼休み・放課後 放課後 生徒会等・各学年（教科・特活）
1	3学期の生活計画（新年の抱負） サポート面談（2年） 三送会準備	学活 昼休み・放課後 生徒会
2	いじめアンケート③ 新年度計画の立案 卒業式準備 授業参観日③	ICT活用・生徒個別 豊かG 生徒会・各学年 全体懇談・学級懇談
3	三送会、生徒総会 卒業式 1年間の反省【進学・進級の心構え】 入学式準備	生徒会（特活） 特活 各学級（学活） 各学級（学活等）

警察と連携した「いじめ問題」への対応

喜茂別町立喜茂別中学校 2024(令和6)年4月策定

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

[参考]いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□ 教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
強制わいせつ (刑法第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫 (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第230条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

(刑法第 231 条)

該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 (刑法第 202 条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

□ 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
<ul style="list-style-type: none"> ○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

[家庭との連携について]

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

- 喜茂別町立喜茂別中学校のいじめ問題に関する相談窓口は、いじめ対策組織担当の、長谷川教諭です。また、担当者他、ホームルーム担任や相談しやすい教職員にも、遠慮せずご相談ください。
- 学校は、いじめに関する相談は、全て「学校いじめ対策組織」で情報共有し、速やかに対応します。連絡先0136-33-2241(学校代表電話)

[参照]『喜茂別町立喜茂別中学校学校いじめ防止基本方針』

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも教職員が一丸となって、「いじめは人として決して許されない行為」であること、また「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうる」ということを踏まえ、「喜茂別町立喜茂別中学校いじめ防止基本方針」に則って取り組んできたところです。

また、小規模校の利点を生かし、体育祭や喜中祭等の全校での取組をはじめ、生徒の良好な人間関係の構築によるいじめの未然防止に努めてきました。このほか、教育相談やサポート面談を実施し、教師と生徒の信頼関係づくりにも努めてきました。

いじめの問題は、人間関係のもつれに起因していることが多いため、生徒や教職員、保護者等がよりよい関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻くすべての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等の改訂を踏まえ、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「喜茂別町立喜茂別中学校いじめ防止基本方針」を改定するとともに、生徒指導・いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

I いじめ防止等のための基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得ることになります。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要です。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 基本理念（「いじめ防止対策推進法」第3条より）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

「いじめ防止対策推進法」では、学校及び学校の教職員の責務（第8条）と、保護者の責務等（第9条）が定められています。

保護者の責務としては、保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めることや、保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該生徒をいじめから保護すること、学校等が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めることが定められています。

本校及び本校の教職員は、法に基づき、保護者、地域住民、警察、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。

(2) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるのが大切です。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことに努めます。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要です。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要です。

そのため、日常の生徒の行動の様子や、定期的なアンケート及び教育相談、毎月の生徒指導交流会等で検証し、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかなどを定期的に検討するなど、PDCAサイクルに基づいた取組を行います。

(3) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していきます。

また、日頃から生徒が示す小さな変化や心のサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報の共有に努めます。

(4) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、速やかに学校全体で組織的に対応します。

いじめられた生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒を指導します。当該保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関等と連携を図るなど、学校全体で組織的にいじめの解消に努めます。

Ⅱ いじめ防止等のための対策に関する事項

Ⅰ いじめ防止基本方針の策定

「いじめ防止対策推進法」第13条では、「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止対策基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」と定めています。

本校では、教職員一人一人が、いじめは人として決して許されない、いじめはどの学校でもどの生徒にも起こり得るとの認識をもち、家庭、地域住民、喜茂別町教育委員会をはじめとする関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「国の基本方針」等を参考に『喜茂別町立喜茂別中学校いじめ防止基本方針』を策定しました。また、「国の基本方針」の改訂等を踏まえ、本校の学校いじめ基本方針は毎年見直し、随時改訂をはかります。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、「生徒指導・いじめ防止対策委員会」を設置しています。いじめの防止については、「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施等、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組ま

(1) 組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定・保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

③いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と見直し

(2) 生徒指導・いじめ防止対策委員会組織図

